

平成27年度 京都市立桃山小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、京都市立桃山小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

(2) 基本理念

- ・いじめ防止等のための対策は、全教職員が、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 委員会名 いじめ根絶委員会

(2) 構成員 管理職・教務・生徒指導主任・養護教諭・各学年生徒指導担当・スクールカウンセラー

(3) 開催時期

定例の生徒指導委員会と併せて開催する。必要に応じて、道徳主任、人権主任などが入り、具体的な取組などの提案を行う。

(4) 委員会として取り組む内容

①年間計画の作成

②教職員の意識を高める取組

いじめの具体例を研修することでいじめを見逃さないための資質向上を図る。

③いじめ予防

児童についての現状や指導法についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

各学年からの情報を学年担当が集約して会議に持ち寄り、会議後には学年会において確実に内容を伝達する。

また、必要に応じて構成員の枠を拡大し、学級担任や学年主任を含めて共通理解や指導法について話し合いをもつ。

3 基本的施策

(1) 学校全体での取組と児童にかかわること

	児童にかかわること		保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
①いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">○一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学級経営。○分かりやすい授業を心がけ、児童一人一人に学習の基礎・基本の定着を図る。○学習に対する達成感をもち、自尊感情を育む。○あいさつ運動の取り組み <道徳・特活・総合>○インターネット、携帯電話等の危険やモラルについて指導する。○「わたしたちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。○正しい判断力の育成と体験活動の充実。○CSS（クラスルームソーシャルスキル）による、良好な人間関係作り	<ul style="list-style-type: none">○規則正しい、生活習慣の定着。 (早寝、早起き、朝ごはん)○親子のコミュニケーション。○物を大切にするように育てる。○携帯電話やインターネット等を使うルール作りを行う。○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。○社会規範やルールを、大人自ら守る。	
②いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none">○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を究明する。	<ul style="list-style-type: none">○子どもとの会話をできるだけ多くする。○服装等の汚れや乱れに気を配る。○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。	
1 暴力を伴うい	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none">○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	<ul style="list-style-type: none">○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようする。○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

③ いじめの早期対応に関して	1 いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
		<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。
	2 暴力を伴わない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
		<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握するとともに、迅速に初期対応をする。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。
	3 行為が見えにくい場合	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようする。
		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに加担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達のいいなりにならず、自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時には、傍観者にならず助ける側の態度をとることができるように育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。
周囲の児童		<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに关心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる親になれるように啓発を進める。 ○善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。 ○親としての責任をもち、まず子ども中心の生活を心がける。 ○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、厳守する。 	

(2) 地域・家庭との連携

①各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに关心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる親になれるように啓発を進める。 ○善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。 ○親としての責任をもち、まず子ども中心の生活を心がける。 ○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、厳守する。
----------	---

②地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに守られているという安心感を持たせる。 ○子どもたちとの人間関係を作るために、学校と地域が連携して行事を行うなど、顔を合わせる機会を増やす。 ○子どもたちに出会った時には、挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。 ○公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていくだけ。 ○問題行動的な場面を見かけたら、優しく声かけをしてもらう。
---------	---

4 重大事態への対応

京都市教育委員会への報告と相談、調査主体者の協議。

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連續して欠席している場合など迅速に着手する。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の聞き込みによって、客観性の高い情報を収集すること。

事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、電話対応ではなく、家庭訪問や懇談など顔を合わせて行うこと。

6 いじめアンケートの実施

いじめ 問題への取組等について教職員自身や保護者に対するアンケートを行う。また、児童については、いじめの実態を把握するアンケートを行う。

関係機関からの、調査などについては積極的に協力すると共に、教育委員会などへの報告を行う。
学校運営協議会などの場で、いじめに関する現状を報告し、指導・助言などを受ける。

7 教職員の共通理解・実践事項

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して事後指導にあたる。

8 年間計画（学校行事や校内事情により変更する場合もある）

- 4月：本年度のいじめ根絶委員会の取組について
- 5月：問題傾向を有する児童についての情報交換
- 6月：問題傾向を有する児童についての情報交換
- 7月：いじめアンケート・クラスマネジメントシートの実施
　　問題傾向を有する児童についての情報交換
- 8月：事例研修、アンケート結果から（現状把握・課題と手立て）
- 9月：問題傾向を有する児童についての情報交換
- 10月：問題傾向を有する児童についての情報交換
- 11月：問題傾向を有する児童についての情報交換
- 12月：いじめアンケート・クラスマネジメントシートの実施
　　問題傾向を有する児童についての情報交換
- 1月：アンケート結果から（現状把握・課題と手立て）
　　問題傾向を有する児童についての情報交換
- 2月：年度末反省
　　問題傾向を有する児童についての情報交換
- 3月：次年度の取組について
　　問題傾向を有する児童についての情報交換

【備考】なお、年間を通して教育相談を適宜実施するとともに、毎月、いじめ根絶委員会を開催する。

